② 中規模事業者（基本財産又は資本金等の総額が５千万円以下であって、常時使用する従業員の数が５人を越え100人以下である事業者をいう。以下同じ。） いずれか２項目

③ 中堅事業者（小規模事業者及び中規模事業者に該当しない事業者をいう。） いずれか３項目

第４ 経営力向上の促進に当たっての配慮事項

１ 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

２ 計画進捗状況の把握の推奨

国は、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨する。

３ 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

４ 中小企業等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

第５ 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

事業分野別経営力向上推進業務を行う者については、以下の要件を満たし、かつ、以下の業務に取り組むための知見や能力を有することを認定事業分野経営力向上推進機関の要件とする。

１ 業務

一 普及啓発及び研修等

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等

２ 要件

一 組織体制について

① 窓口となる拠点を有していること。

② 役員（会長、副会長等）がおり、かつ、常勤職員が２名以上いること。

③ 事業者団体の運営や業界振興に係る定期的な会合を年１回以上開催していること。

二 事業基盤について

① 参加事業者数が20以上であること、参加事業者の名簿及び連絡先を持っていること。

② 自治体からの財政的支援及び会員からの会費収入又は自主事業による収入等、適切な収入基盤を有すること。

③ 決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

３ 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

一 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業を支援対象から外すことのないようにすること。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

○厚生労働省告示第二百八十三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、障害福祉分野に係る事業分野別指針を次のように策定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害福祉分野に係る事業分野別指針

第１ 基本認識

本指針の対象とする障害福祉事業とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく給付又は事業の対象となっている障害者及び障害児に対するサービスを提供する事業のみならず、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業も含まれるものである。

障害福祉事業に関しては、障害者及び障害児に対するサービスのニーズが増加する中で、求められるサービスを効率的かつ持続的に提供するため、人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保するとともに、サービスの質と生産性の向上を図るなどの取組が不可欠となっている。

このような我が国の障害福祉事業について、市場規模の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。

１ 市場規模の動向

平成27年度版障害者白書によると、我が国の障害者の概数は、身体障害者393.7万人、知的障害者74.1万人、精神障害者320.1万人となっている。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ６％が何らかの障害を有している。

障害福祉サービスの利用者数は、国民健康保険団体連合会へ支払いを委託する自立支援給付の支払いに関するデータによれば、平成20年（2008年）２月の時点で45.0万人であったが、平成28年（2016年）２月には76.3万人となっており、この８年間で約1.7倍に増加している。

障害福祉等関係予算も年々増加しており、平成18年度には約4,900億円であったが、平成28年度においては約１兆円となり、この10年間で２倍以上に増加している。

また、障害福祉職員数は平成18年度の約50万人から平成25年度には約80万人と増加している。

２ 産業構造・業態の特徴

障害福祉サービス等の事業所の数は、平成26年「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）によると、居宅介護が21,667事業所、重度訪問介護が20,117事業所、生活介護が6,084事業所、就労移行支援が2,858事業所、就労継続支援Ａ型が2,382事業所、就労継続支援Ｂ型が8,722事業所、共同生活援助が6,432事業所である。また、障害児通所支援事業所数は、児童発達支援が3,258事業所、放課後等デイサービスが5,267事業所である。事業所種別で利用実人員の最も多い割合をみると、居宅介護事業所は「１～４人」が39.8％、重度訪問介護事業所は「１～４人」が85.2％、生活介護事業所は「10～19人」が28.0％、就労移行支援事業所は「５～９人」が37.6％、就労継続支援Ａ型事業所は「10～19人」が37.0％、就労継続支援Ｂ型事業所は「10～19人」が34.7％、児童発達支援事業所は「１～４人」が21.3％、放課後等デイサービス事業所は「10～19人」が28.8％となっており、概して事業所の規模が小さいことに特徴がある。

障害者支援施設及び障害児入所施設の合計定員は、平成26年「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）によると、障害者支援施設が142,868人、障害児入所施設（福祉型）が11,287人であり、１施設当たりの定員は、平均で、障害者支援施設が54.7人、障害児入所施設（福祉型）が40.9人である。

施設種別で利用定員の最も多い割合をみると、障害者支援施設は「50人」が26.0％、障害児入所施設（福祉型）は「21～30人」が34.1％となっており、概して事業所の規模が小さい。